

承認TLOの承認の取り消しについて

令和2年5月29日

文部科学省及び経済産業省は、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(平成10年法律第52号)第5条第2項の規定に基づき、以下の承認TLOから特定大学技術移転事業の実施を終了する旨の申し出を受け、令和2年5月18日をもって承認を取り消しました。

機関名	実施計画の承認を受けた期日	主な提携大学	備考(当該事業者の承認取消後等について)
富山大学研究推進機構	平成19年6月12日	富山大学	大学において独自に技術移転活動等を行っていく予定。

(参考)「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」について
本法は、大学等における技術に関する研究成果を民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等の大学等への還流を通じて、大学等における研究の進展に資する「特定大学技術移転事業」を実施するTLO(TechnologyLicensing Organization)の整備を目的とするものです。
特定大学技術移転事業を実施しようとする者は、実施計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出し、実施計画が適当である旨の承認を受けることができます。承認を受けた事業者(承認TLO)は、特許料等の減免等の支援措置を受けることができます。